

ト	今年固定資産の評価替え(見直し)の年	旧4町で定めていた「評価基準」を統一しました	2
ピ	入札参加資格審査申請を受付	受付期間は2月2日(月)～16日(月)まで	4
ツ	広告を募集します	クリーンカレンダーと国保被保険者証「郵送用封筒」に広告を	4
ク	まさかの地震災害に備えて	木造住宅無料耐震診断のお申込みを受付中	5
ス	消費生活相談コーナー	「地デジ詐欺」にご注意を!	8

もうすぐ確定申告のシーズンです

確定申告で「医療費控除」の申告をされるみなさんへ



**医療費の領収書は、
国保の“高額療養費申請”
にも必要です。**

医療費の支払いが高額になった場合、その額が法で定められた『自己負担限度額(月額)』を超えると、超過分は「高額療養費」として支給されます。高額療養費の手続きには支払った医療費の領収書が必要です。

※後期高齢者医療保険をはじめ加入中の保険によっては不要の場合もあります。

平成20年中に支払った医療費の内、ひと月ごとの医療費が高額療養費の該当になるとと思われる方は、確定申告(医療費控除)で領収書を提出される前に、医療費の領収書を持って高額療養費の申請をしてください。国民健康保険(国保)に加入されている方は、市役所各庁舎の窓口で申請手続きをお願いします。

『自己負担限度額(月額)』は、年齢や世帯の所得状況によって区分されています。詳しくは、下記までお問合せください。

※窓口で領収書をコピーし、原本をお返しします。

国保以外の方は、加入中の健康保険(組合)にお問い合わせください。



お問い合わせ 市民部 医療保険課(近江庁舎)

☎ 52-6922 FAX 52-8730

年金受給者のみなさんへ



**公的年金等の源泉徴収票が
送付されます。**

社会保険庁では、国民年金や厚生年金などの老齢年金を受けておられる方を対象として、1月下旬に「平成20年分の公的年金等の源泉徴収票」を送付します。この「源泉徴収票」は確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

※障害年金や遺族年金は課税対象ではありませんので、「源泉徴収票」は交付されません。

お問い合わせ 滋賀社会保険事務局彦根事務所

国民年金給付課 ☎ 0749-23-1116

ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165

IP電話受電用 ☎ 03-6700-1165

税務署からのお知らせ

■所得税・消費税の決算・確定申告説明会

と き: 1月29日(木) 13時～16時

ところ: 長浜市民交流センター(地福寺町)

■サラリーマンや年金受給者のための還付申告会場

山 東 公民館	2月4日(水)	9時30分～12時、 13時～15時30分
米 原 公民館	2月5日(木)	13時～15時30分
	2月6日(金)	

■地区相談会場

と き: 2月20日(金)

9時30分～12時、13時～16時

ところ: 米原市商工会 山東支所

☎ 長浜税務署 個人課税第1部門 ☎ 62-6144



今年には3年に一度の固定資産の「評価替え(見直し)」の年です。

旧4町で定めていた「評価基準」を 米原市として統一しました

●固定資産税って？

固定資産税とは、土地・家屋・償却資産(これらを総称して「固定資産」といいます)を所有している人に課税される地方税のことです。税額は、その資産価値(固定資産評価額)に応じて算出され、固定資産の所在する市町に納めていただきます。固定資産税は、市民税や法人市民税と同じように、市町の主な財源となっています。

●固定資産税を納める人は？

毎年1月1日現在において、市内に固定資産を所有している人です。

●固定資産税の納税額は どうやって決まるの？

固定資産税は、課税標準額に税率を乗じて算出しますが、その基礎となるものは評価額です。

税務用語辞典

課税標準額「かぜいひょうじゅんがく」

課税対象を金額で表示したもので、税率を乗じて税額を計算する基礎となるもの。

評価額「ひょうかがく」 固定資産

課税台帳に登録した「土地・家屋」の価格のこと。価格は、市町村が地域の实情に応じて決定する。評価基準に基づいて、その資産価値を評価したものです。3年に1回、評価額の見直し(評価替え)が行われます。

土地の評価額は、①不動産鑑定士による鑑定評価に基づく価値の算定 ↓ ②評価基準適用 ↓ ③評価額算定の順序で行なわれます。

●平成21年度は3年に一度の「評価替え(見直し)」の年

新設道路ができるなど周辺環境の変化に伴う土地の立地条件の変化や、家屋の経過年数に応じた損耗、物価の変動などがあり、固定資産の価値は永久に一定のものではありません。

そこで、固定資産のうち「土地」と「家屋」の評価額は、地方税法に基づいて3年に一度見直しをすることになっており、平成21年度は、その評価替え(見直し)の年度にあたります。

土地

●米原市として評価基準を統一しました

土地の評価は、全国統一したものが一定の基準として定められています。地域の实情や特色によって、詳細な部分は

各市町村で決定することになっていました。

米原市は平成17年度に合併しましたが、平成20年度までの評価額の決定にあたっては、旧町の基準で算出していました。そこで合併後、米原市として評価基準を統一する作業を進め、平成21年度からは新たな基準で評価額を決定することとなりました。

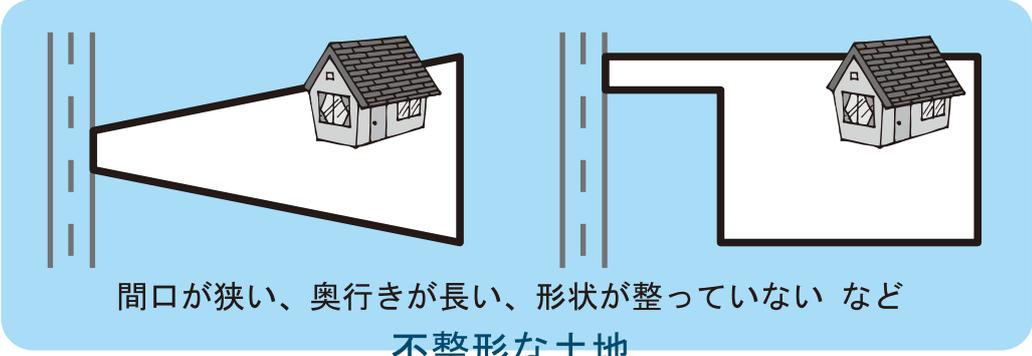
税務用語辞典

評価基準「ひょうかきじゅん」 土地

の評価額を算定する基準。その地域に存在する標準的な土地を他の土地の資産価値を決める基準とし、標準的な土地と対象の土地を比べて条件に差があるようなら、その差を補正率として、評価額に反映することとなります。



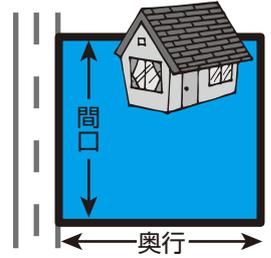
今年は3年に一度の固定資産の「評価替え(見直し)」の年です。



間口が狭い、奥行が長い、形状が整っていない など

不整形な土地

(標準的な土地と比較して条件に差がある分、評価額が減額補正されます)



標準的な土地

(評価額を決める基準)



間口が広いかわいいか、土地の形状が整っているかどうか、道路に面しているかわいいかなど、「土地としての利用がしやすいかどうか」が評価のポイントになるんだね。

●新たな「評価基準」の適用で税額はどのように変わるの?

今回、新たな評価基準を適用することにより、宅地・雑種地・市街化区域にある農地などの「土地の評価」に対して影響が出るのが予測されました。

そこで平成21年度の評価替えを前に、米原市における固定資産税額(土地分)の総額がどのようになるか、また旧町単位で大きな税額の変動があるかないかを調べるため、試算を行いました。その結果、市全体の固定資産税額はほぼ横ばいで、大きな増減はありませんでした。

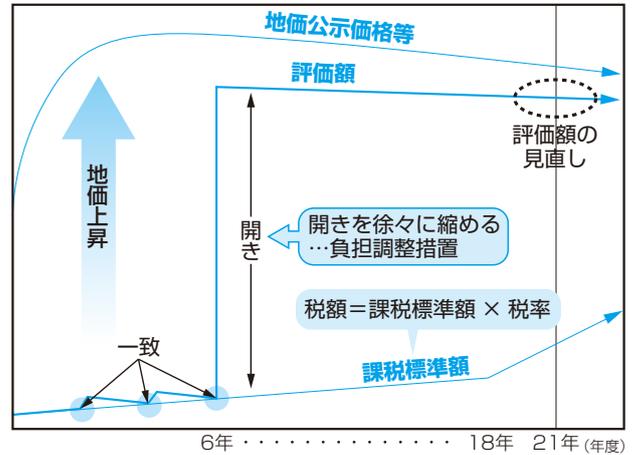
税額の算定にあたっては、新たな評価基準の適用による評価額の見直しのほか、**負担調整措置**にも左右されます。平成21年度における税額変動分については、ほとんどがこの負担調整措置によるものといえます。

税務用語辞典

負担調整措置(ふたんちようせいそち)

毎年度の土地の固定資産税の税負担を調整する措置のこと。

平成6年当時、地価公示価格等とかけ離れて低く設定されていた評価額を適正な額に見直すことが全国一律に行われました。その結果、評価額が高く、課税標準額が低い状況が生まれました。本来、課税標準額=評価額であるべきですが、一度に課税標準額を評価額まで上げることは急激な税負担を課すこととなり、これを避けるため、開きを徐々に縮める仕組みがとられました。



↑ 家 屋

●家屋の評価は経過年数や建築物の動向などを考慮

家屋の評価額は、3年に一度、評価替えの年度に見直しをしています。具体的には、実際に建築されたときの評価額にその後の物価変動などによる割合と、建築後の年数の経過による家屋の価値の減少分をかけ合わせて計算します。平成21年度は市内全ての家屋の評価額を見直して、新たに評価額を算出します。

通常、家屋の税金は、家屋が古くなるにつれて減少しますが、評価替えの結果、前年度の税金に据え置かれることがあります。これは、家屋の評価替えが、物価変動を考慮することと関係しており、家屋の経過年数に伴う減額の割合よりも、物価の上昇による変動割合が上回った場合、前年度の評価額に据え置かれるためです。

お問い合わせ

市民部 税務課(近江庁舎)

☎ 521-1556

☎ 521-8730



平成21年度入札参加資格審査申請書 中間年の受付を開始します

平成21年度は中間年にあたるため、平成20年度の有資格者の方は申請の必要はありません。新規に申請される方もしくは業種の追加をされる方のみ受付となります。ただし、平成20年度の有資格者の方でも、建設工事の部門に限っては、別途中間年の申請が必要ですのでご注意ください。

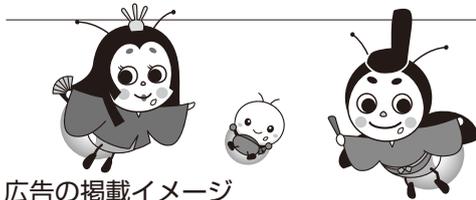
受付期間
2月2日(月)～2月16日(月)
※土日祝日を除く

要領の配布	要領の配布場所	契約管理課(米原庁舎)および山東・伊吹・近江庁舎の自治振興課
	配布方法	上記場所での配布、公式ウェブサイト、郵便請求 ※郵便請求の場合は、返信用封筒(角2封筒)と返信用切手を同封のうえ、契約管理課までご請求ください。 (建設工事・コンサルタント業務・土木施設維持管理業務・庁舎等管理業務・物品供給のいずれか1部門を希望される場合は120円分の切手、2部門の場合は140円分の切手、3部門以上の場合は200円分の切手を同封してください。)
申請の受付	受付期間	2月2日(月)から2月16日(月)まで (土・日・祝日を除く)
	受付時間	9時～12時 および 13時～16時まで
	受付場所	米原市役所 総務部 契約管理課 (〒520-8501 滋賀県米原市下多良三丁目3番地)
	受付方法	持参のみとし、郵便による受付はいたしません。
	提出方法	書類は、すべてA4版サイズでA4サイズのファイルにひも綴じし、表紙および背表紙に会社名を記入してください。提出部数は、各部門とも正本1部、申請者控1部とパンチ入力用シートを提出してください。
有効期間	平成21年4月1日～平成22年3月31日までの1年間	
お問い合わせ	総務部 契約管理課 (米原庁舎) ☎ 52-6781 FAX 52-4447	

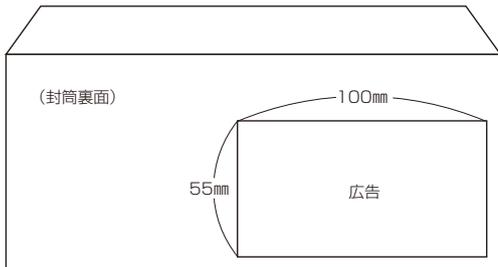
広告の掲載イメージ



申・問 経済環境部 環境保全課 (伊吹庁舎)
☎ 58-2230 FAX 58-1630



広告の掲載イメージ



申・問 市民部 医療保険課 (近江庁舎)
☎ 52-6922 FAX 52-8730

- 作成枚数 20,000枚
- 広告期間 平成21年4月～平成22年3月末
- 広告掲載位置 ・A3紙面の右下2枠
および規格 ・縦30mm×横85mm
・フルカラー
- 広告掲載料 申込み金額が最高額である申込者に決定します。
※広告掲載にかかる版下作成費用は、別途広告主の負担となります。
- 申し込み方法 指定の申込書に必要事項と申し込み金額を記入し、広告原稿(案)を添えて、環境保全課まで。
- 募集期間 1月13日(火)～2月13日(金)
※郵送の場合は必着

- 作成枚数 5,000枚
- 広告期間 平成21年3月頃から使い切るまで
※主に平成21年度国民健康保険被保険者証の年度更新用に使われます。
- 広告掲載位置 ・封筒裏面に1枠
および規格 ・縦55mm×横100mm
・1色刷り
- 広告掲載料 申込み金額が最高額である申込者に決定します。
※広告掲載にかかる版下作成費用は、別途広告主の負担となります。
- 申し込み方法 指定の申込書に必要事項と申し込み金額を記入し、広告原稿(案)を添えて、医療保険課まで。
- 募集期間 1月13日(火)～1月27日(火)
※郵送の場合は必着

平成21年度 米原市クリーンカレンダー

市では、新たな財源の確保と市民サービスの向上、地域経済の活性化を図るため、市の印刷物に掲載していただける広告を募集します。

広告を募集します！

「国民健康保険被保険者証」送付用封筒



地震が起きる前にできること

平成20年度「木造住宅無料耐震診断」のお申込みを受付中

阪神・淡路大震災では多くの建物が全半壊し、6,400人強の尊い命が奪われました。中でも建物倒壊や家具の下敷きによって亡くなられた方は9割弱にもおよびます。地震が発生したときに、人的な被害を軽減するための最も有効な手段の一つが、家屋や家具の倒壊を防止することです。

無料木造住宅耐震診断(個人の費用負担はいりません)を希望される方は、お気軽に防災安全課までお申込ください。耐震診断員をご自宅に派遣します。(調査時間は2~3時間程度です。)

※申込者多数の場合は先着順とし、21年度で対応させていただく場合がありますので、ご了承ください。

対象となる要件

- 昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの。
- 延べ面積の半分以上の部分が住宅として使われているもの。
- 階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの。
- 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法でないもの。
- 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの。

耐震改修工事に対する補助もあります

なお、本市では平成17年度より耐震診断結果が0.7未満の住宅を1.0以上にするための耐震改修(一部バリアフリー改修含む)工事について、県と連携して補助する制度を創設しております。

また、耐震改修促進税制の創設に伴い、当該補助金の交付を受けた耐震改修工事にかかる所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置を受けることができるようになりました。詳しくは、防災安全課までお問い合わせください。

※滋賀県建築住宅センターのHPで耐震簡易自己診断ができます。

<http://www.zai-skj.or.jp/shindan-jikoshindan.htm>



お申し込み・お問い合わせ 市民部 防災安全課(近江庁舎) ☎ 52-6630 FAX 52-6930

不動産の公売を実施します

■公売財産

所在地	地積	地目
米原市柏原字小谷前4400番	1,506㎡	田

■日程等

公売方法	入札方式
公売場所	米原市役所 近江庁舎 2A会議室
公売日時	3月16日(月) 午前10時30分~
売却決定日	3月23日(月) 午前11時
買受代金納付期限	3月23日(月) 午前11時30分

※公売財産の情報は、平成20年12月10日現在のものです。

※見積価額、公売保証金等の公売財産の明細など公売に関する詳細は、収納課(近江庁舎2階)に据え置き「公売広報」をご覧ください。

※入札参加要件については、米原市農業委員会発行の買受適格証明書が必要になります。(買受適格証明書の発行については、1ヶ月以上の日数を要します。公売広報を必ずご確認ください。)

公売を中止することがありますが、ご了承ください。

問い合わせ先 市民部 収納課(近江庁舎) ☎ 52-3189 FAX 52-6930



🔑 催し

びわ湖一斉水鳥観察会

日時▶2月1日(日) 8時50分～

※小雨決行・荒天中止

会場/問合せ先▼

◎彦根市犬上川河口

(県立大学北側駐車場集合)

/彦根市生活環境課

☎ 0749-30-6116

◎長浜市早崎町湖岸および西池

(奥びわスポーツの森集合)

/長浜市環境保全課 ※要予約

☎ 65-6513

その他県内8箇所でも行われます。
くわしくは下記問い合わせ先まで

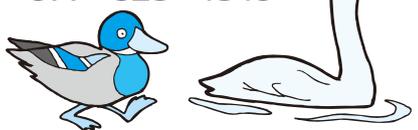
対象▶どなたでも参加できますが、
小学生以下は保護者同伴で

持ち物▶筆記用具・双眼鏡・図鑑等

問 琵琶湖ラムサール条約連絡協議会
事務局(滋賀県自然環境保全課)

☎ 077-528-3487

FAX 077-528-4846



地域ぐるみでよりよい読書環境を —「学校支援地域本部事業」成果発表会—

市では平成20年10月1日から文部科学省事業の「学校支援地域本部事業」に取り組み、市内の小中学校および幼稚園、保育園の読書環境の拡充を図る活動を行ってきました。今回はその成果を発表します。

日時▶1月31日(土) 10時～12時

場所▶ルッチプラザ ベルホール310

内容▼

◎基調講演「読書活動一言葉と経験との往復運動」

(講師: 佛教大学教授 白石克己先生)

◎小学生の読書感想文入選作品の発表

◎対談「いま、学校を応援すること」

(米原市地域コーディネーター/読書支援ボランティア/学校図書主任教師)

◎朗読の実演 ほか

問 近江図書館

☎ 52-5246

FAX 52-8177

山東図書館

☎ 55-4554

FAX 55-4557

☎ 相談

社会保険労務士による 障害年金無料相談会

日時▶2月6日(金) 10時～15時

場所▶市立長浜病院 2階講堂

※事前予約が必要です

申・問 滋賀県社会保険労務士会

☎ 077-526-3760

FAX 077-526-1800

1日年金相談所

日時▶2月19日(木) 10時～16時

場所▶長浜市社会福祉協議会

申込方法▶平日の8時30分～17時

15分以下に下記までお申し込みください。

問 滋賀社会保険事務局彦根事務所

☎ 0749-23-5489

FAX 0749-23-9038

下水道だより⑤

下水道施設の正しい使用を

下水道に流れてくる汚水の中に、紙おむつやタオル、油のかたまり等が混入し、下水道施設に悪影響を及ぼしています。下水道はみんなの快適な生活に欠かせない大切な施設です。一人ひとりが次の点に注意してください。

①水洗トイレでは、水に溶けるトイレットペーパーを使用してください。

②台所では、野菜くず、油を流さないでください。

※屋外排水設備で、台所から出た所に設置されている“分離ます”は、定期的な清掃と油等の除去をお願いします。

問 市 下水道課(近江庁舎)

☎ 52-6924 FAX 52-4858

浄化槽の点検について

浄化槽の点検ができていないと家庭雑排水が処理されず、そのまま水路等に流れてしまう場合があるため、維持管理業者による定期点検が必要です。

また、浄化槽が本来の機能を発揮しているかどうかを確認をするために毎年一回の「法定検査」(浄化槽法第11条に基づく)を受けなければなりません。

快適な生活を送るためにも必ず受けましょう。

[検査料金] 20人槽以下の場合 5,000円

申 滋賀県知事指定検査機関

〔社〕滋賀県生活環境事業協会

☎ 077-554-9271 FAX 077-554-9293

環境ひとくちメモ①

今年も地球にやさしい1年に!

● 新年を迎え、今年1年のエコ活動を宣言しませんか?

● 環境のために、自分にできることから始めましょう

● (例)・物はすぐに捨てずに長く大切に使う

● ・食べ残しをしない

● ・省エネ意識を持つ

☆市職員のノーマイカーデーの結果☆

—平成19年12月～20年11月までの1年間—

参加率	45%(平均)
ガソリン削減量	ドラム缶15.5本分
CO ₂ 削減量	7,173kg
2リットルペットボトル	約180万本分
杉の木吸収量	約510本分

(環境保全課)





お知らせ

4月から教員免許更新制が実施されます

平成21年3月31日までに取得した教員免許状をお持ちの方で、

★**現職の教員の方(臨時・非常勤講師の方も含む)は・・・**

各自の修了確認期限までに30時間以上の免許状更新講習を修了し、必要な手続きを行う必要があります。

★**現在、教職に就いていない方(免許取得者)は・・・**

更新講習を受講・修了しなくても、お持ちの免許状が失効することはありません。ただし教職に就かれる際は、修了確認期限を確認のうえ、過ぎている場合は、勤務前に更新講習を受講・修了することが必要になります。あらかじめ、滋賀県教育委員会への登録が必要ですのでくわしくは下記までお問い合わせください。

問 滋賀県教育委員会 教職員課

☎ 077-528-4531

FAX 077-528-4951

※文部科学省の公式サイト

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm



～新成人の皆さんへ～

20歳がスタート！国民年金

国民年金はすべての公的年金制度の基礎となるもので、次の世代を支える「世代と世代の支えあい」で成り立っています。20歳～60歳のすべての方は国民年金に加入することが法律で義務付けられていて、学生の方も加入しなければなりません。

20歳の誕生月の前月に社会保険事務所から「国民年金被保険者調査・資格取得届」(はがき)が届きますので、必要事項を記入の上、社会保険事務所まで返送してください。

20歳を迎えられるこの機会に、自分自身の将来のため、国民年金に加入し、保険料を納めましょう。

問 滋賀社会保険事務局彦根事務所 国民年金業務課

☎ 0749-23-1114

FAX 0749-23-9038



募集

雪合戦奥伊吹バトル&かまくら祭2009 ボランティアスタッフ募集

日時▶2月8日(日) 8時～16時頃

場所▶甲津原交流広場特設会場

内容▶雪合戦競技の審判・競技用の

雪玉づくり・試合結果の記録

申込締切▶1月23日(金)

申・問 市 商工観光課(伊吹庁舎)

☎ 58-2227 FAX 58-1197



講座

職業生活設計無料セミナー 知っておきたい税金の知識

税理士から所得税や贈与税、相続税、確定申告などについて学びます。

日時▶2月7日(土)13時30分～15時30分

会場▶彦根燦ぱれす(彦根市小泉町)

定員▶30人

※お申込みは前日までに、電話またはファクスで下記まで。

申・問 (社) 滋賀県雇用開発協会 高齢期雇用就業支援業務

☎ 077-527-2201

FAX 077-527-2230

<http://www.shiga-koyou.or.jp>

県立小児保健医療センター主催 子どもの健康セミナー

内容▶講演「子どもの脳の発達と子育て(仮題)」講師：同志社大学赤ちゃん学研究センター所長 小西行郎氏、講演と実演「子どもの発達に応じた事故予防」講師：小児救急看護認定看護師 馬場恵子氏

日時▶2月25日(水)14時～16時30分

会場▶滋賀県立小児保健医療センター研修室(守山市)

定員▶50人 参加無料

問 滋賀県立小児保健医療センター 保健指導部

☎ 077-582-6200

FAX 077-582-6304

実施予告

施策の案に対する「パブリックコメント(市民意見)」の募集についてお知らせします。

案の名称	(仮称)米原市いきいき食のまちづくり計画(素案) (米原市食育推進計画)	いきいき高齢者プランまいばら(案) (介護保険事業計画/老人福祉計画)
実施期間	1月30日(金)～2月27日(金)	1月30日(金)～2月27日(金)
担当課 連絡先 (提出先)	健康福祉部 健康づくり課(山東庁舎) ☎ 55-8105 FAX 55-8130 〒521-0292 米原市長岡1206 ✉ kenkou@city.maibara.shiga.jp	健康福祉部 高齢福祉課(山東庁舎) ☎ 55-8103 FAX 55-8130 〒521-0292 米原市長岡1206 ✉ koufuku@city.maibara.shiga.jp

案の閲覧方法と市民意見の提出方法

●案の閲覧場所：市役所各庁舎情報プラザ、各行政サービスセンター窓口、各市立図書館、市公式サイト(ホームページ) <http://www.city.maibara.shiga.jp>

●意見の提出方法：閲覧場所への直接持参、上表「提出先」への郵送、FAX、Eメール





消費生活相談コーナー

困ったときは

米原市消費生活相談窓口へ
(米原庁舎1階)

相談専用 ☎52-8088

受付 平日 9時15分～15時30分

消費生活
緊急情報!!

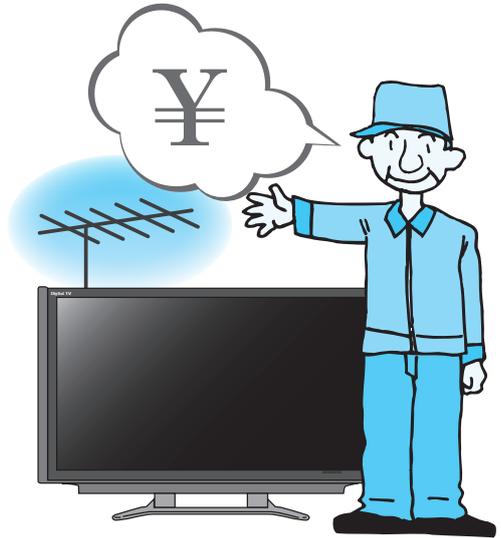
「地デジ詐欺」にご注意を!!

現在の「地上アナログテレビ放送」は2011年(平成23年)7月24日までに終了し、「地上デジタルテレビ放送(以下、「地上デジタル放送」または「地デジ」と表記)に替わります。それ以降は、これまでのままではテレビ放送を見ることができなくなります。

地上デジタル放送を見るためには、

- ①地上デジタル放送用のチューナーを取り付ける(UHFアンテナの設置が必要)
- ②地上デジタル放送に対応したテレビに買い替える(UHFアンテナの設置が必要)
- ③ケーブルテレビに加入する

などの対応が必要です。地上デジタル放送は、地域ごとに段階的に開始されていますが、これに便乗した悪質商法が全国で発生しています。ご注意ください。



事例

- 株式会社日本デジタル放送と称するところから、UHFアンテナ受信端末切替え工事代金として、29,800円を指定口座に振り込むよう要求する請求書が送られてきた。
- NHKの名をかたり、「地上デジタル波アンテナ助成金」を受けるため10,750円を指定口座に振り込むよう求める請求書が送られてきた。問合せ先として「総務省地上デジタル放送推進計画課」と記載されていたが、総務省にはそういう課は存在しなかった。
- 電力会社を名乗る男性が「地上波デジタルの関係で・・・」と家に上がりこんだ。テレビ周辺を調査した後、「お金を払えばテレビと電話が無料になる」と工事代金376,000円を請求。不審に思いながらも手元にあった18万円を支払った。男性は、「1時間後に領収書を持ってくる」と言ってその場を立ち去ったまま帰ってこない。電力会社に問い合わせ、詐欺であることがわかった。
- 大手家電販売店をかたる男性が「テレビ映りの調査」との名目で来訪。地デジテレビのチャンネル設定を行った後料金を請求されたので支払った。後で市場価格の約3倍だと判った。

(近畿総合通信局公式サイトを参照)

対応策

地上デジタル放送への移行に関して、国の機関や放送局などが直接お金を請求することはありません。不審な請求を受けた場合は、すぐに支払わず、請求内容などをよく確認し、下記までご相談ください。

【地上デジタル放送に関する相談・問合せ先】

- 総務省 地上デジタルテレビジョン
放送受信相談センター
☎ 0570-07-0101
- 近畿総合通信局 放送課
☎ 06-6942-0820
- 米原市役所 情報政策課 ☎ 52-6627

